

速度取締り指針

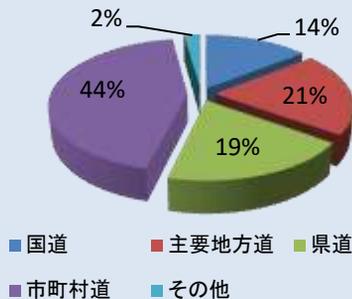
速度取締り重点

重点路線	時間帯	区 域	規制速度
主要地方道 佐野田沼線	9:00～21:00	堀米町地内	指定(50キロ)
県道 佐野環状線	9:00～21:00	大橋町、小見町地内	指定(50キロ)
市道1級11号線 通称フルーツ街道	9:00～19:00	上羽田町地内	指定(50キロ)

※ 重点以外の路線、場所、時間帯であっても、取締りを実施します。

管内における交通事故実態

人身事故発生率(令和5年下半期)



- ▼ 約39%が主要地方道と県道、約44%が市道で発生している。
- ▼ 事故類型については、車両同士の事故が約70%を占め、そのうち出会い頭の事故と追突事故で全体の約55%を占めている。
- ▼ 幹線別の発生状況は、国道50号、佐野田沼線、佐野環状線でそれぞれ約8%である。

～ 令和5年下半期 ～

- 死亡事故が4件発生、そのうち3件は、道路横断中の歩行者及び自転車が被害に遭っている。
- 高齢者が関係した事故は、人身事故全体の約42%を占めた。
- 事故類型では、追突事故が約30%と最も多く、次いで出会い頭事故が約26%を占めた。

その他の交通指導取締り要点

- 深夜営業飲食店、JR佐野駅周辺での神出鬼没な夜間検問を実施し、飲酒運転摘発を推進する。
- 市街地において一般交通犯検挙活動から無免許運転の摘発が散見されるので、各種交通取締りを実施し撲滅を図る。
- 児童等の通学路安全確保のため、登校時間帯での通行禁止違反取締りを実施する。
- 横断歩道での歩行者優先の意識を高めるため、信号機のない横断歩道での取締りを実施し、運転手の意識改善を図る。
- 佐野市北部を中心とした過積載車両の取締りを継続して実施する。